

# 地域包括支援センターだより

今月のテーマは『**成年後見制度**』です

こんな**困り**ごと、**心配**ごとはありませんか？



お金のやりくりができない



書類の手続きに困っている

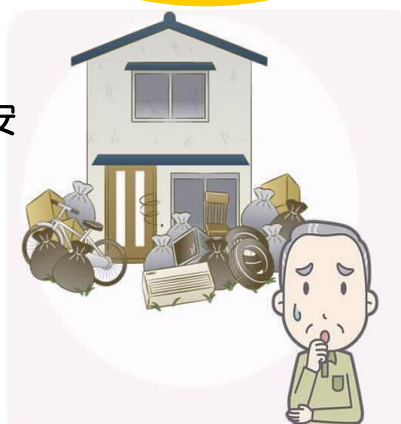
これら困りごとを  
助けてくれるのが  
**成年後見制度**  
です



障害のある子どもの将来が不安



悪い人にだまされないか心配



暮らしのサービスがうまく使えない

## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが、自分らしく安心して暮らせるように本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。

# 成年後見制度を利用するには？

相談

申し立て  
書類準備

家庭裁判所  
に申し立て

成年後見人  
等の選任

成年後見制度の利用にあたっては一定の費用や期間を要します。また、成年後見人等が家族のように何でもできる訳ではありません。まずは相談してみましょう。（もちろん相談にお金はかかりません）

高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢福祉課（34-3213、34-3237）</li><li>・ 西部福祉課（92-3002）</li><li>・ お住いの地域の地域包括支援センター</li></ul>
障害者の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害福祉課（34-3212）</li><li>・ 西部福祉課（92-3002）</li><li>・ 松本圏域障害者相談支援センターWish（26-1313）</li></ul>

相談先

## 成年後見制度相談会

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します

日時 6月22日（火）午後1時30分～4時（要予約）

会場 本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 介護予防担当（電話 34-3237）

### 新型コロナウイルス感染予防のポイント

小さな習慣をみんなで行えば

予防が最大の防御になる

地道ですが手洗いや咳エチケット等の基本的な行為を欠かさず続け、皆で遵守する。歯磨きのように習慣にしていれば、自然にできるようになります。

“一人ではなくみんなで”習慣として予防を心がけましょう。

【お問い合わせ先】松本市高齢福祉課 介護予防担当（電話34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にどうぞ